

史跡 後瀬山城跡保存活用計画書

2019年3月

福井県小浜市教育委員会

史跡 後瀬山城跡保存活用計画書

2019年3月

福井県小浜市教育委員会

序

若狭小浜は、京都に最も近い日本海側の港であったことから、都の先進文化が多くもたらされ、市内には国宝・重要文化財など、多くの文化財が所在する歴史文化のまちです。

後瀬山城は、大永2年（1522）若狭武田5代元光によって後瀬山の上に城郭が築かれ、慶長6年（1601）京極高次によって雲浜の地に小浜城が築かれるまでの約80年間、若狭国主の城郭としてその役割を果たしました。この後瀬山城跡は、雄大な遺構が連続して良好に遺存し、中世の若狭地方の政治史と城郭史を示す貴重な遺跡として、平成9年に国の史跡指定を受けました。

平成12年3月には、この歴史的文化遺産を適切に保存・管理し、魅力ある史跡整備の実現を図るため、「史跡後瀬山城跡保存管理計画」を策定いたしました。また、保存管理計画に示した長期構想に基づいて、山麓の守護居館跡の調査と居館跡を含む範囲全体の環境整備を行うことを目的に、平成16年3月「史跡後瀬山城跡環境整備基本計画Ⅰ」を策定し、遊歩道の整備や遺構調査等を行いました。

その後、発掘調査により守護居館跡の範囲や内容が明らかになったことから、居館跡の保護の万全を図るため、平成28年史跡後瀬山城跡に追加指定されました。

今回、追加指定となった守護居館跡を含めた史跡の歴史的な価値や意義を明らかにし、それらを適切に保存・活用するための基本方針や取扱基準、整備の方向性などを示すため、「史跡後瀬山城跡保存活用計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、史跡を確実に保存管理するための整備基本計画を策定するとともに、史跡後瀬山城跡が地域を代表する遺産として、また憩いの場として末永く親しまれるよう、活用・整備を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました住民の皆様、長期にわたりご指導ご助言をいただきました策定委員の皆様、文化庁、福井県教育委員会ほか関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

2019年3月

福井県小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

例 言

- 1 本書は、福井県小浜市小浜浅間 90 番の 1 他に所在する国指定史跡『後瀬山城跡』の保存活用計画書である。
- 2 本事業は、小浜市教育委員会が事業主体となり、平成 28～30 年度（2016～2018）にわたり実施した。
- 3 事業実施にあたっては、「史跡後瀬山城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財第二課、福井県教育庁 生涯学習・文化財課の指導助言を受けて協議を重ね、小浜市教育委員会が策定した。
- 4 本計画は、『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』（平成 12 年 3 月刊行）を策定してから 20 年近く経過し、その間の平成 20 年 6 月、史跡地の一部を含む「小浜西組」が重要伝統的建造物群保存地区に選定された。さらに、平成 28 年 10 月、後瀬山麓に所在する守護居館跡が史跡後瀬山城跡に追加指定され、山城と守護居館が一体で保存されるようになるなど大きな変化があった。そのため保存管理計画を一部改訂し、『史跡後瀬山城跡保存活用計画書』として策定するものである。
- 5 本書の執筆・編集は、史跡後瀬山城跡保存活用計画策定委員会の協議結果を踏まえ、事務局が行った。

史跡後瀬山城跡保存活用計画書 目次

序

例 言

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的

- 1 当初の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 当初計画策定後の経過と保存活用計画策定の目的・・・・・・・・ 1
- 3 保存活用計画書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 上位計画及び関連する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 史跡の概要

- 1 指定に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 2 指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 3 土地所有の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 4 史跡管理団体の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

第3章 史跡の環境

- 1 自然的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 2 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 3 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 4 文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6

第4章 史跡後瀬山城跡について

- 1 後瀬山城跡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 2 史跡後瀬山城跡の発掘調査成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8

第5章 史跡の価値

- 1 史跡の本質的価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
- 2 その他の価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- 3 史跡周辺地域の価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- 4 史跡を構成する諸要素の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9
- 5 保存管理の対象範囲と地区区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5

第6章 史跡の現状と課題

- 1 保存管理の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7
- 2 活用の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 0
- 3 整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1
- 4 調査の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2
- 5 運営・体制の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3

第7章 史跡の保存活用のための大綱・基本方針	
1 大綱	74
2 基本方針	75
第8章 史跡の保存管理	
1 保存管理の基本方針	76
2 現状変更の基本方針	78
3 現状変更の取り扱い基準	79
第9章 史跡の活用	
1 史跡の活用状況	88
2 活用のための施策	89
第10章 史跡の整備	
1 基本方針	93
2 整備計画	93
3 整備に向けた調査の実施	96
4 公有地化の方針	97
第11章 史跡の保存活用を推進する体制整備	
1 基本方針	98
2 保存活用の運営体制	98
3 市民・関係団体との協働	98
第12章 実施計画と経過観察	
1 実施計画	99
2 経過観察と評価	101
資料編	
1 小浜市内の文化財一覧	103
2 日本海側の他の城館との比較	110
3 後瀬山に関する代表的な歌	113
4 小浜西組伝統的建造物群保存地区関係資料	114

図目次

第1図 後瀬山城跡周辺の浸水想定区域と土砂災害警戒区域
第2図 史跡後瀬山城跡指定範囲図
第3図 史跡後瀬山城跡指定地内地目・地番図
第4図 小浜市位置図
第5図 武田氏系図
第6図 拠点の変遷模式図
第7図 小浜市内文化財（史跡）位置図
第8図 後瀬山城跡縄張図

- 第 9 図 後瀬山城跡出土瓦
- 第 10 図 2 郭遺構図
- 第 11 図 2 郭礎石建物跡
- 第 12 図 2 郭築山遺構
- 第 13 図 守護居館跡調査位置図
- 第 14 図 守護居館跡遺構図
- 第 15 図 守護居館 西側堀跡・北側堀跡・礎石建物跡・土蔵状遺構
- 第 16 図 守護居館跡 土蔵状遺構 (2010-T1) 平面図
- 第 17 図 守護居館跡 礎石建物跡 (2013-T2) 平面図
- 第 18 図 史跡後瀬山城跡出土 瀬戸美濃焼・染付・瓦質土器
- 第 19 図 史跡の構成要素
- 第 20 図 城館を構成する主な要素 (1)
- 第 21 図 城館を構成する主な要素 (2)
- 第 22 図 城館以外の主な要素 (1)
- 第 23 図 城館以外の主な要素 (2)
- 第 24 図 史跡の保存活用上検討を要する要素 (1)
- 第 25 図 史跡の保存活用上検討を要する要素 (2)
- 第 26 図 史跡の周辺地域を構成する主な要素
- 第 27 図 小浜市街地
- 第 28 図 史跡後瀬山城跡遠景
- 第 29 図 史跡後瀬山城跡と小浜の町並み
- 第 30 図 史跡後瀬山城跡 保存管理区分図
- 第 31 図 山麓と山頂を結ぶ主要な通路図
- 第 32 図 史跡の活用の一例①
- 第 33 図 史跡の活用の一例②
- 第 34 図 史跡の活用の一例③
- 第 35 図 史跡後瀬山城跡整備計画図
- 第 36 図 先進地の整備事例 1 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡
- 第 37 図 先進地の整備事例 2 史跡江馬氏城館跡下館跡
- 第 38 図 寛文・延宝頃小浜町図

表目次

第1表	史跡後瀬山城跡保存活用計画策定委員会委員名簿	第16表	活用の現状と課題
第2表	所有者・地目一覧	第17表	整備の現状と課題
第3表	土地所有者一覧	第18表	調査の現状と課題
第4表	京極氏入部までの町名	第19表	運営・体制の現状と課題
第5表	小浜湊・後瀬山城関係年表	第20表	史跡の規制基準
第6表	人口・世帯	第21表	史跡後瀬山城跡保存管理基準1
第7表	地目別土地面積	第22表	史跡後瀬山城跡保存管理基準2
第8表	観光客別県外観光客数	第23表	史跡後瀬山城跡現状変更一覧
第9表	年別観光客入込数および観光消費額	第24表	実施計画表
第10表	後瀬山城跡調査概要	第25表	経過観察表
第11表	城館を構成する主な要素		
第12表	城館以外の主な要素		
第13表	史跡の保存活用上検討を要する要素		
第14表	史跡の周辺地域を構成する主な要素		
第15表	保存管理の現状と課題		

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 当初の計画

小浜市教育委員会は、後瀬山城跡のちせやまじょうあとが平成9年（1997）5月23日に国の史跡に指定（文部省告示第95号）されたことを受け、市街地に隣接して位置する史跡後瀬山城跡の保存・整備・活用についてその方向性を模索し、文化遺産の価値の高揚と、より魅力ある史跡整備を図るため平成12年（2000）3月に『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』を策定した。

第2節 当初計画策定後の経過と保存活用計画策定の目的

『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』が策定されてから20年近く経過する中で、これまで保存管理基準に則って史跡の適切な保存管理を図ってきた。

『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』策定以降、JR小浜線の電化、舞鶴若狭自動車道小浜ICの開通、道の駅・まちの駅・海の駅の整備など大きな変化があった。

文化財に関しては、平成20年（2008）6月小浜西組が重要伝統的建造物群保存地区に選定された。平成23年（2011）3月には、文化財のマスタープランである『小浜市・若狭町歴史文化基本構想』を策定し、構成要素となる文化財を総合的に捉え、積極的な保存・活用を図り、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めているところである。また、平成27年（2015）に「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」が、平成30年（2018）に「荒波を越えた男たちの夢を紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が日本遺産に認定された。

史跡に直接関わるものとして、宗教法人空印寺は史跡と重要伝統的建造物群保存地区の2重の規制を受けることになったこと、平成28年（2016）10月に後瀬山の北麓に所在する守護居館跡が史跡に追加指定され、山城と守護居館が一体で保存されるようになったことがある。今後、『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』の課題抽出を行うとともに、史跡後瀬山城跡の山城部分と山麓の守護居館部分の保存管理・活用・整備を総合的に考えていく必要がある。

また、当市では観光まちづくりを推進する上でこれらの文化遺産を重要な要素として捉え、移築復原した明治の芝居小屋である「旭座」から小浜西組を巡るまち歩き観光の整備を実施中である。今後は、これら文化遺産を有機的に結びつけた計画の策定が必要な状況となっている。

このような状況を踏まえ、『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』の改訂ともいえる新たな『史跡後瀬山城跡保存活用計画書』を策定することとするが、その目的は、史跡後瀬山城跡を将来にわたって保存継承していくために、史跡の本質的価値とその他の価値、史跡周辺地域の価値およびそれらの構成要素を明らかにし、それらを適切に保存管理していくため『史跡後

瀬山城跡保存管理計画書』の要件を見直し、新たに基本的な方針や方法、現状変更等の具体的な取扱い基準を定めるとともに、今後の整備・活用の方針や史跡後瀬山城跡の保存活用事業を適切に進めていくための方策、体制整備について示すことにある。

第3節 保存活用計画書の構成

以下に、史跡後瀬山城跡における保存活用計画の基本的な構成を示す。

【保存活用計画書で定める事項】

①保存管理の基本方針

史跡後瀬山城跡などを構成する諸要素を特定し、その本質的価値を明確にする。また、特定された個別の諸要素について、適切な保存管理の方法を明示するとともに、史跡などの周辺環境も含めて一体的な保全の方策を講ずる。さらに適切な整備・活用に関する施策を進めるとともに、地域住民やボランティアガイドの育成を進めるために、運営の方法およびそれらを進める上で必要となる体制の整備を行う。

②保存管理の方法

諸要素の規模・形態および性質などを踏まえ、諸要素ごとに適切な保存管理の方法を定める。史跡後瀬山城跡では、石垣など露出構造物だけでなく、埋蔵されている遺構・遺物、自然環境についても保存管理の方法を示す必要がある。また、史跡指定地内にすでに存在し、史跡などの保存に影響を与える可能性のある要素については、修復や移転、撤去することも視野に入れつつ取扱いの方針を定める。

③現状変更などの許可に関する取扱い基準

史跡指定地内において現状変更などを行う場合には、文化庁長官の許可が必要となる（文化財保護法第125条）。保存管理の方法に基づき、構成要素ごとに特性を踏まえ、史跡指定地内で予想される工作物の設置、地形の変更、木竹の伐採などの各種現状変更などの行為における具体的な取扱い基準を定める。また、山麓の守護居館跡については、小浜西組伝統的建造物群保存地区にも含まれることから、伝統的建造物等の修理・修景を行う場合には、小浜市長および小浜市教育委員会の許可が必要になる。（小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条）

④公有地化、整備、公開、追加指定など、将来像の提示

史跡を保存する上で将来的に追加指定などの措置を講じ、公有地化・整備することが望ましいと判断される箇所について方針を示す。

⑤運営方法および体制整備

適切な保存管理と持続的な整備・活用を実現するには、円滑に運営する方法と体制の整備が求められる。史跡などの保存と活用に関わる適切な方法と体制整備のあり方について方向性を示す。

第4節 委員会の設置

史跡後瀬山城跡の保存管理および整備活用について協議し、『史跡後瀬山城跡保存活用計画書』を策定するため、史跡後瀬山城跡保存活用計画策定委員会設置要綱に基づき、第1表のように同委員会を設置した。委員は、学識経験者をはじめ、観光団体や地元小浜地区の方を委嘱した。また、オブザーバーとして文化庁文化財第二課ならびに福井県教育庁生涯学習・文化財課の指導助言を得た。委員会は5回開催し、その他地域住民に対する意見交換会も実施した。

史跡後瀬山城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡後瀬山城跡の保存・管理・活用のために必要な計画を策定するために設置される、史跡後瀬山城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 史跡後瀬山城跡保存活用計画の策定に関すること。
- (2) 史跡後瀬山城跡保存活用計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。
2 委員会に会長および副会長各1名を置く。
3 会長および副会長は、委員の互選により定める。
4 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。
5 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、または、会長が欠けた時はその職務を代行する。

(委嘱および任期)

第4条 委員会の委員は、小浜市教育委員会が委嘱する。
2 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。
3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長になる。
2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 会長は、必要に応じて委員会に学識経験者および関係者等をオブザーバーとして加えることができ、第2条の事項について専門的見地から意見を求めることができる。

第6条 委員会の事務局は、小浜市教育委員会文化課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員が会議に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月29日から施行する。

(招集の特例)

2 第4条の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に掲げる事務が終了した日をもってその効力を失う。

第1表 史跡後瀨山城跡保存活用計画策定委員会委員名簿

委員会委員

役職	氏名	現職名	分野
会長	水野 和雄	元福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館長	歴史・考古学
副会長	吉岡 泰英	元福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館長	歴史・建築
委員	外岡 慎一郎	奈良大学教授	文献
委員	藤井 満孝	小浜市文化財保護審議会会長	文化財保護審議会
委員	藤原 清次	若狭おぼま観光協会	観光団体代表
委員	木下 弘明	小浜地区まちづくり協議会	地元住民代表
委員	大田 康博	小浜西組町並み協議会	地元住民代表

委員会オブザーバー

氏名	現職名	分野
山下 信一郎	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	史跡部門
山口 晋司	福井県教育庁生涯学習・文化財課参事（平成28年度）	文化財担当
中川 佳三	福井県教育庁生涯学習・文化財課参事（平成29年度～）	文化財担当

委員会事務局

氏名	現職名	分野
森下 博	小浜市教育委員会教育長（～平成29年10月6日）	行政
窪田 光宏	小浜市教育委員会教育長（平成29年10月7日～）	行政
大下 雅章	小浜市教育委員会教育部長（平成28年度）	行政
西田 雅志	小浜市教育委員会教育部長（平成29年度～）	行政
百田 典子	小浜市教育委員会文化課長（平成28・29年度）	行政
松宮 眞由美	小浜市教育委員会文化課長（平成30年度）	行政
水野 伸治	小浜市教育委員会文化課GL（平成28年度）	行政
野瀬 昌寿	小浜市教育委員会文化課GL（平成29年度～）	行政
西島 伸彦	小浜市教育委員会文化課主査（平成28年度～）	行政

(第一回策定委員会)

平成 28 年 (2016) 11 月 29 日 福井県小浜市役所 4 階 401 会議室

- ・ 史跡後瀬山城跡の概要とこれまでの経緯について
- ・ 史跡後瀬山城跡保存活用計画策定の目的と定めるべき事項について
- ・ 今後の検討課題

(第二回策定委員会)

平成 29 年 (2017) 8 月 3 日 福井県小浜市役所 4 階 401 会議室

- ・ 保存管理方針について
- ・ 保存・管理・活用策について
- ・ 現状変更許可基準について
- ・ その他

(第三回策定委員会)

平成 30 年 (2018) 3 月 6 日 福井県小浜市役所 4 階 401 会議室

- ・ 上位計画について
- ・ ゾーニングについて
- ・ 史跡の本質的価値について
- ・ 保存管理について
- ・ 史跡の活用について

(第四回策定委員会)

平成 30 年 9 月 11 日 福井県小浜市役所 4 階 401 会議室

- ・ 保存管理について
- ・ 史跡の活用について
- ・ 史跡の整備について
- ・ 史跡の保存活用を推進する体制整備について
- ・ 施策の実施計画と策定・実施について

(史跡後瀬山城跡保存活用にかかる意見交換会)

平成 30 年 11 月 28 日 若狭ふれあいセンター 1F 研修室

市議会議員、観光団体代表、まちづくり団体代表、地元男山・鹿島両区長、後瀬山城跡活用団体との意見交換会を実施した。その時の意見を本計画に最大限盛り込む。

(史跡後瀬山城跡保存活用計画書についての指導)

平成 30 年 12 月 19 日 文化庁にて、史跡後瀬山城跡保存活用計画書について山下信一郎主任文化財調査官の指導を受けた。当日福井県教育庁生涯学習文化財課中森繁晴主任、小浜市教育委員会文化課西島が出席した。

(第五回策定委員会)

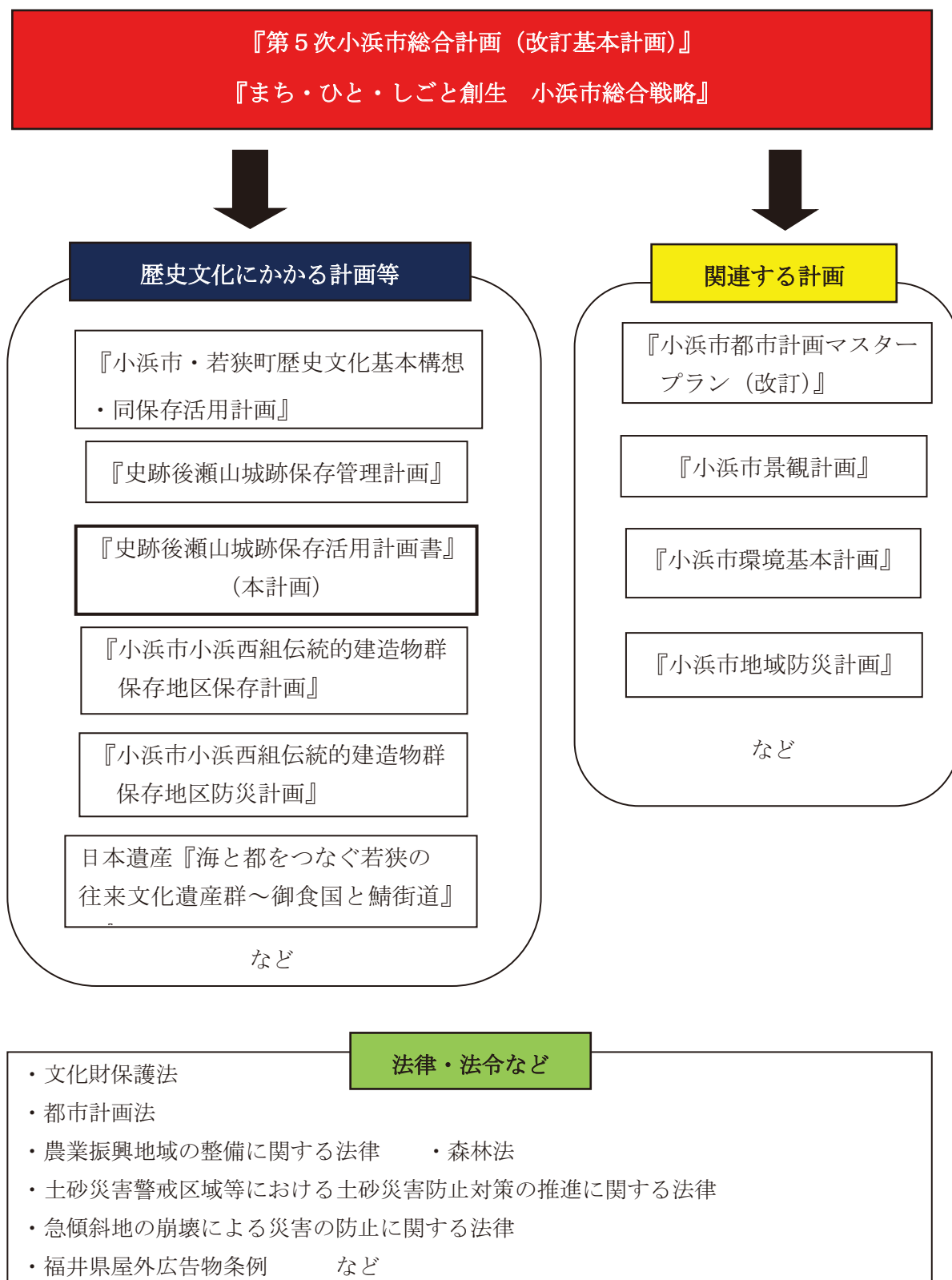
平成 31 年 (2019) 1 月 18 日

- ・ 『史跡後瀬山城跡保存活用計画書 (素案)』 について

第5節 上位計画及び関連する計画

本計画に係る上位計画及び関連する主な計画は次のとおりで、これらの計画における後瀬山城跡の位置付けについて、次のとおり抜粋して掲げる。

上位計画



(1) 上位計画

『第5次小浜市総合計画 改定基本計画』(平成27年度)

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第5節 伝統と文化の継承と創造 第2項 文化財

基本方針を、「本市に現存する数多くの貴重な文化財について、歴史的背景を踏まえて検証することにより、その価値を理解し、認識を深め、後世に伝えるため保護・保存に努める。」としている。そして、「文化財を広く一般に公開し、市民の文化財に対する意識の醸成を図り、市民との協働により、文化財を活かした魅力的で小浜らしいまちづくりを推進する。」としている。

『まち・ひと・しごと創生 小浜市総合戦略』(平成27年度)

2. 基本的な考え方

目指すべき方向性を、「日本遺産に登録された「御食国若狭と鯖街道」^{みけつくに}をはじめとする地域資源を活かした取り組みを進め、歴史・文化・食を活かした交流人口の拡大を図ることが求められている。」としている。また、文化財の保存・活用や文化財のパッケージ化による魅力発信の推進に努めるとしており、そのために重点的に取り組むべき事業として、「日本遺産魅力発信推進事業の活用」、「まちなか丸ごとテーマパーク化事業」を挙げている。

(2) 歴史文化にかかる計画等

『小浜市・若狭町歴史文化基本構想・同保存活用計画』(平成22年度)

「わたしたちの地域(小浜市・若狭町)は「自然に囲まれた安定社会」を基礎とし、「海に面した開かれた交流」が、「御食国」の成立と発展の歴史を創ってきた。これら交流の発展は、地域一円に、地域に深く密着した「食」や「民俗」を育んだまち、むらの豊かな展開を見せることとなった」とし、当該地域の歴史文化のまちづくりの将来像を、「御食国若狭の継承、そして発展」とし、サブテーマを「若狭の文化 食にあり」と設定している。さらに文化財の特徴、時代区分、地域的な分布状況、核的な遺産の存在、保存活用区域設定の可能性等を勘案して5つの文化財群に区分している。史跡後瀬山城跡は「海に開かれた小浜城下町」関連遺産群に属する。

『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』(平成11年度)

『史跡後瀬山城跡保存活用計画書』(本計画・平成30年度)

『小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区保存計画』(平成19年度)

平成20年(2008)1月10日に本計画が策定され、同年6月9日国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。小浜西組伝統的建造物群保存地区は、東西約790m、南北約580m、面積19.1ヘクタールの範囲で小浜城下の3組に分かれた町人地のうち西組のほぼ全域

にあたる。保存地区には後瀬山の裾野を巡るように丹後街道が縦断し、街道が東に折れ曲がる辺りを境に東が商家町、西が茶屋町となり、後瀬山麓および西端部に寺町が形成されている。小浜西組伝統的建造物群保存地区は、中世の港町から近世の城下町へと発展し、町域が拡大するにともなって整備された近世前期の街路構成ならびに近世末期の地割を良く残し、近世から近代に建てられた商家や茶屋、寺社などが併存する近世城下町の歴史的風致を今日に良く伝える。選定区域は、小浜市小浜男山、小浜香取および小浜飛鳥区の全区域ならびに小浜鹿島、小浜貴船、小浜大原、小浜浅間、小浜白鳥、小浜日吉、小浜住吉、小浜神田および青井区の一部の区域（山林部分は除く）となっている。

小浜西組伝統的建造物群保存地区保存計画策定の目的は、市民と行政との互いの協力と信頼関係により、小浜西組の固有の自然、独自の風土および伝統が創りあげた城下町としての歴史的風致を、地域の財産として保存するとともに、文化交流、生涯学習、情報発信の場として積極的に活用することにより、小浜西組の生活環境の改善と小浜市の文化基盤の向上に資することである。

『小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区防災計画策定報告書』（平成23年度）

小浜西組は年代を経た木造家屋の密集度の高さや狭隘な路地などにより、家屋の倒壊危険性や延焼危険性、避難困難性などが危惧される。また、日本は世界でも有数の地震多発国であり、地震に対する備えも必要である。特に平成23年（2011）3月に発生した東日本大震災では地震と津波によって甚大な被害が生じており、改めて地震・津波災害対策を立てる必要が生じている。さらに、山と海に挟まれるという地理的特性から土砂崩れや土石流による被害を受けることも想定される。

本防災計画はあらゆる災害が対象になるが、小浜西組においては特に火災・水害・地震（地震により発生する火災を含む）・津波を想定して策定する。なお、原子力発電所が多数立地するという地域特性から、原子力災害についても策定することとする。

日本遺産『海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～』（平成27年度）

全体のストーリーは、「日本海にのぞみ、豊かな自然に恵まれた若狭は、古代、海産物や塩など豊富な食材を都に送り、朝廷の食を支えた「御食国」のひとつであり、御食国の時代以降も「若狭の美物」を都に運び、京の食文化を支えてきた。近年「鯖街道」と呼ばれる若狭と都をつなぐ街道群は、食材だけでなく、様々な物資や人、文化を運ぶ交流の道であった。朝廷や貴族との結びつきから始まった都との交流は、「鯖街道」の往来を通じて、市民生活と結びつき、街道沿いに社寺・町並み・民俗文化財などによる全国的にも稀有なほど多彩で密度の濃い往来文化遺産群を形成した。」となっている。

「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」の構成は、「都とのつながり」、「海と都をつなぐ街道往来の拠点」の2つを重視して28の文化財群で4章のスト

ーリーで構成されている。そのうち、「鯖街道の起点—湊町・小浜の賑わい—」は、海と都を繋げる一大港湾都市であった小浜の繁栄ぶりがテーマとなっている。その構成文化財として後瀬山城跡と守護居館跡を挙げている。

(3) 関連する計画

『小浜市都市計画マスタープラン（改訂）』（平成24年度）

まちづくりの目標として、「人と自然・歴史・文化を紡ぐ、“感動のまち”おばま—地域力を活かした持続可能なまちづくり—」を掲げている。

その中で、「本市は美しい自然環境や風景に包まれ、先人達は自然と共生しながら、独自の歴史・伝統文化・生活文化・食文化・伝統工芸・地域産業などを育んできました。これらの恵まれた環境を次代に引き継ぎ、また最大限に活用し、自然・歴史・文化・人・食などの地域資源や人々の暮らしと密接に結び付いたまちを形成すること、市内のどこにいても「おばま」の品の良さが感じられるまちを形成することを、本計画におけるまちづくりの基本に据えます。」としている。

さらに、基本方針④ 小浜の風景を育み続けるまちづくりとして、「本市は、蘇洞門そともに代表される若狭湾、水源の森百選にも指定される緑豊かな山並み、北川や南川、お水送りの舞台で名水百選にも選定される鶺鴒うの瀬など、美しい自然環境や風景に包まれ、小浜西組重要伝統的建造物群保存地区おにゅうなどの歴史的町並み、遠敷地区や松永地区をはじめ市域に分布する社寺建造物・歴史史料・古墳などの文化財群、小浜放生祭ほうぜまつりや雲浜獅子うんびんなどの伝統文化、若狭漆器や若狭塗箸などの伝統工芸産業、浜焼きさばやなれずしなどの食文化が息づいています。現代を生きる私達の責務として、先人達が大切に守り、育んできた小浜の自然・歴史・伝統・文化・食などの魅力や価値をさらに高めながら、次代に継承していきます。また、これらと調和のとれた景観の形成、伝統文化が似合う町並みづくり、良好な風景を楽しむ場所の整備など、未来に残す価値のある質の高いまちづくりを市民との協働により進めます。」としている。

『小浜市景観計画』（平成22年度）

「市民の理解と協力を得ながら、市民・行政が一体となって景観づくりに取り組んでいくためには、小浜市が目指すべき景観の目標像をみんなで共有し、景観づくりに向けた個々の取組みを同じ目標像に向って連携・協働させながら、幅広く展開していくことが重要」としている。

景観づくりの基本方針として、①水と緑に恵まれた美しい景観の保全・育成、②小浜独自の歴史的景観や伝統文化の継承、③豊かな暮らしを支える魅力ある都市景観づくり、④市民・事業者・行政が協力して取り組む景観づくりを挙げている。さらに景観計画区域として、小浜西部地区、旧丹後街道沿道地区、遠敷・松永地区（歴史的社寺等の歴史文化資源とその周辺）、平野部や谷あいの集落と農地、漁村集落、里山、山地、若狭湾国定公園、北川、南

川等の平野部や山間を流れる河川に区分している。

『小浜市環境基本計画』（平成23年度）

「海・山・河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おばま」を望ましい環境像に掲げ、「郷土の自然を守るまち」、「地球規模で考えみんなで取り組むまち」、「資源が循環する環境にやさしいまち」、「健康で安全なまち」、「みんなで環境を学び協働するまち」の5つの基本目標を掲げている。さらに重要度の高い施策として、①食をとりまく環境の改善・環境調和型の農林水産業の展開、②次世代自動車の導入促進、③循環型のまちづくり、④ごみのないきれいなまちづくり、⑤環境学習プログラムの展開を掲げている。

『小浜市地域防災計画』（平成29年度改定）

小浜市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、小浜市の地域ならびに住民の生命および財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て、総合的な災害予防、災害応急対策および災害復旧の諸活動を円滑に実施することにより、その被害を軽減し、社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

（4）法律・法令など

文化財保護法

文化財保護法第125条の規定により、史跡名勝天然記念物しせきめいしょうてんねんきねんぶつに関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではないとしている。

また、同法第143条の規定のとおり、市町村は、都市計画法第5条又は第5条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができるとされ、同法第144条により文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができるとしている。

都市計画法

後瀬山城跡の一部とその周辺は都市計画区域に含まれている。史跡指定地とその周辺が含まれる都市計画区域において建築等の開発行為を行うときは、福井県知事の許可を必要とする。（同法第29条による。）

農業振興地域の整備に関する法律

後瀬山城跡の一部は農業振興地域の整備に関する法律により農用地区域に指定されてお

り、農地から宅地等への転用は認められず、転用を伴う整備には農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域から除外の手続きが必要になる。(同法第 15 条の 2 による。)

森林法

法令により立木の伐採につき制限がある森林として、文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第 128 条第 1 項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域の森林などがある。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第 1 図参照）

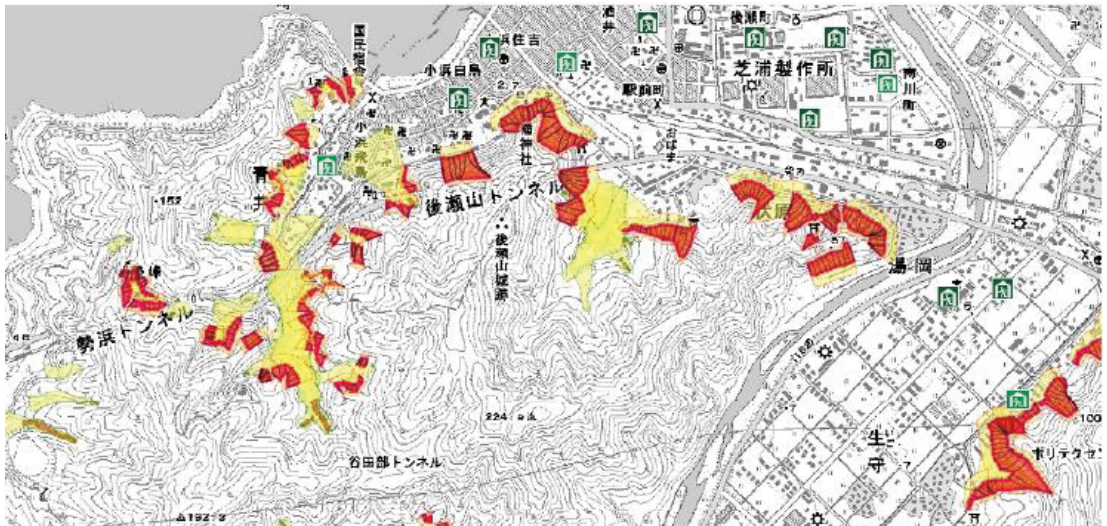
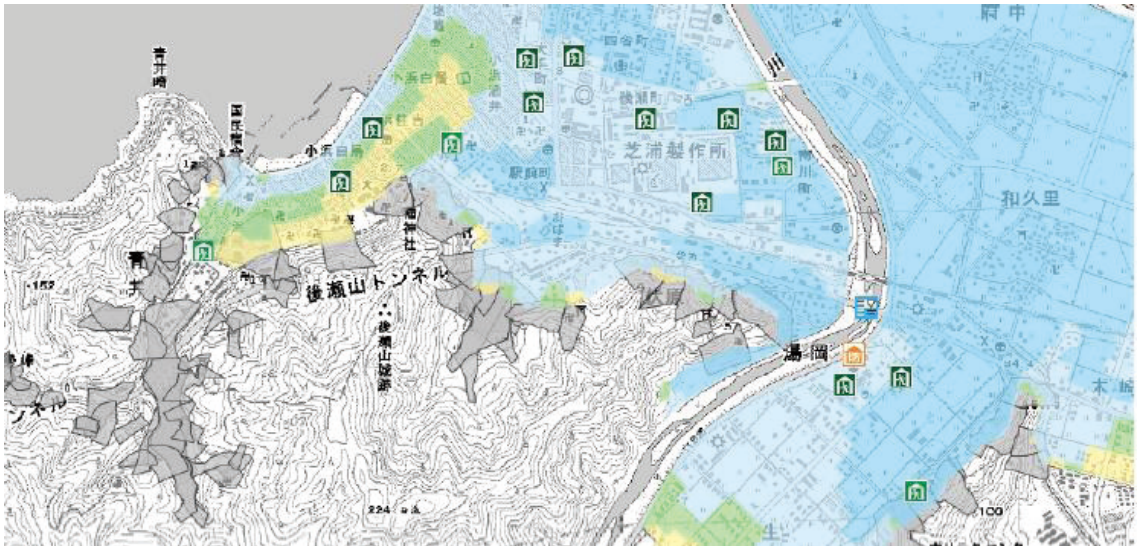
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものである。基礎調査の実施は福井県が行い、第 1 図上段のように、土砂災害警戒区域の指定を行う。情報伝達、警戒避難体制等の整備は市町村が行い、小浜市地域防災計画に反映させている。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第 1 図参照）

福井県知事は、第 1 図中段のように、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、小浜市長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、第 7 条第 1 項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

福井県屋外広告物条例

福井県では「屋外広告物法」に基づく「福井県屋外広告物条例・施行規則」により、表示（設置）を禁止する場所や、表示面積・高さ等の基準を定めている。広告物を表示（設置）しようとする場合には、原則として市長または町長の許可を受けることになる。なお、屋外広告物の表示（設置）に関する営業（屋外広告業）を行うときは、知事の登録を受ける必要がある。



凡例

— 浸水想定区域 —

■ 浸水した場合に想定される水深	
0.5m未満の区域	■
0.5～1.0m未満の区域	■
1.0～2.0m未満の区域	■
2.0～5.0m未満の区域	■
5.0m以上の区域	■

■ ハザードマップ関連

避難所	■
緊急避難場所	■
福祉避難所	■
地下空間	■
水防倉庫	■
水位観測所	■
雨量観測所	■

■ 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域	■
----------	---

第1図 後瀬山城跡周辺の浸水想定区域と土砂災害警戒区域
(福井県河川・砂防総合情報より引用)

第2章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

小浜市教育委員会では、昭和50年(1975)から52年(1977)にかけて『小浜市史』編纂事業の一環として若狭管内の山城の所在調査を実施した。この後瀬山城跡^{のちせやまじょうあと}についても詳細な範囲確認調査等を行ったところ、若狭国内で最大級の遺構をもつものであることが判明した。昭和60年(1985)頃から小浜市では、市街地に隣接して立地する後瀬山の散策コース開発が市街地所在の文化財の公開とあいまって検討され、また重要な遺構が存在する地域に植林の計画が立てられた。また、朝廷や将軍家へ献上され和歌に詠まれた「椎の実」で有名な後瀬山の植物群落についても、小浜市文化財保護審議会^{のちせやまじょうあと}で保存が検討された。

市教育委員会では、これらの開発と保存は残された遺跡と自然環境を充分保護しながら行われるべきであるとし、後瀬山の歴史的遺産の実態をより明らかにする必要がある。このため昭和62・63年度(1987・1988)の2ヶ年にわたり、国庫および県費の補助を受けて測量調査と発掘調査を実施した。その結果、城郭^{なわば}の縄張りが明らかになるとともに、2郭において礎石建物^{そせきたてもの}や築山遺構^{つきやまいこう}、土塁^{どるい}等の遺構が検出され、出土遺物では茶の湯に関わる遺物等が出土した。

市教育委員会では地権者の同意を得て昭和63年1月21日付で後瀬山城跡を小浜市の史跡として指定するとともに、貴重な後瀬山城跡を保存するため、平成4年度(1992)から後瀬山城跡の国史跡指定を受けるべく地権者の同意を得て、国史跡指定を目指して事務手続きを進めた。平成5年(1993)7月28日付け浜教文第57号をもって国史跡指定の申請書を提出し、同年11月19日、国の文化財保護審議会^{のちせやまじょうあと}で指定の答申がされ、同9年(1997)5月23日付文部大臣小杉 隆、文部省告示第95号をもって、国史跡に指定された。

後瀬山の北麓に所在する守護居館跡^{しゅごきょかんあと}は、平成18年度(2006)から国の補助金を受け内容確認調査を平成25年度(2013)まで継続して実施した。その結果、居館の西側と北側を巡る石垣を伴う堀跡が検出された。守護居館内の調査では、礎石建物や掘立柱建物^{どぞうじょう}、土蔵状建物^{しきいしじょういこう}と考えられる敷石状遺構^{どこう}、土坑^{こあな}、小穴^{とうじき}等が検出された。出土遺物では外国産陶磁器、国産陶磁器、鍛冶関連遺物、石製品、金属製品などが出土した。この成果をもって守護居館跡^{かじ}の史跡後瀬山城跡への追加指定の事務を進めた。測量や史跡申請地に隣接する地権者の了承を得て平成28年(2016)1月14日付浜教文第18号をもって国史跡への追加指定の申請書を提出し、同年6月17日、国の文化財保護審議会^{のちせやまじょうあと}で指定の答申がされ、同28年10月3日付文部大臣松野 博一、文部科学省告示第145号をもって、国史跡に追加指定された。

第2図は、平成28年10月守護居館跡追加指定後の史跡の範囲を示したものである。



第2図 史跡後瀨山城跡指定範囲図

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

・文部省告示第九十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成九年五月二十三日

文部大臣 小杉 隆

名称	所在地	地域
後瀬山城跡	福井県小浜市小浜浅間 同 小浜男山	九〇番ノ一 一番ノ一、二番ノ一、二番ノ二、二番ノ三、二番ノ六、三番、六四番ノ一、六四番ノ二、六四番ノ三、六四番ノ五のうち実測二一一九・九七平方メートル、六四番ノ六のうち実測八六七・五四平方メートル、六四番ノ八、六四番ノ九、六四番ノ一〇、六四番ノ一一、六四番ノ一二のうち実測六〇一・七六平方メートル、六五番ノ一
	同 小浜大宮	九九番ノ一
	同 伏原四四号宮ノ道	一番ノ一、一番ノ二
	同 伏原四五号蘭頭	一番、二番、三番、四番、五番、六番、七番ノ一、七番ノ二、八番、九番、一〇番、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番ノ一、十五番ノ三、十六番ノ一
	同 伏原五〇号小谷	一番ノ一、二番ノ一、三番ノ一、四番
	同 伏原五四号扇手	一番
	同 伏原五五号秋月	一番
		備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福井県教育委員会及び小浜市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

・文部科学省告示第百四十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣 松野 博一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
後瀬山城跡	平成九年文部省告示第九十五号	福井県小浜市 小浜男山 同小浜鹿島	一番三、二番二、二番四、二番五、二番七、四番、四番一、四番二、四番三、五番、六二番、六三番一、六三番二 八五番一のうち実測八三五・三二平方メートル 福井県小浜市小浜男山二番五に東接し同六一番三に西接するまでの道路敷、同四番三に北接し同六三番二に北接するまでの水路敷に北接する道路敷、同一番三に西接し同六三番二に北接するまでの水路敷のうち実測五〇六・九九平方メートルを含む。 備考 一筆の土地及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福井県教育委員会及び小浜市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

(2) 指定説明文とその範囲

・指定説明文

後瀬山城は、歌枕の地としても著名な、後瀬山の先端部の港を見下ろす丘陵上に若狭国の守護大名・武田元光が一国支配の拠点として、大永2年(1522)に築城したものである。天正10年(1582)の武田氏滅亡後は、豊臣大名の丹羽氏・浅野氏・木下氏が城主となり、拡張と整備が行われたが、慶長6年(1601)に京極氏の小浜城築城により廃城となった。

雄大な遺構が連続して良好に遺存し、中世の若狭地方の政治史と城郭史を示す貴重な遺跡である。よって史跡に指定し、その保存を図るものである。

・追加指定説明文

後瀬山城跡は、若狭武田氏5代元光により大永2年(1522)後瀬山上に城が築かれて以降、丹羽・浅野・木下と支配者が変遷し、慶長5年(1600)の関ヶ原合戦の功績により若狭に入部した京極高次が後瀬山城を廃し雲浜の地に小浜城を築くまで、若狭国主の居城として機能した。

後瀬山城跡の調査は昭和62・63年度に小浜市教育委員会が行った。測量調査によりこの城は山頂に主郭を配し、それより北側に延びる主峰の稜線上に連郭をつくり、市街地に面する北西谷間には小郭とそれを連結する横道が多数つくられていること、主郭南側背後から西南・西斜面には壮大な堅堀・畝状堅堀群が配置されていることなど、城郭の縄張り、遺構の保存状況が良好であることが明らかになったことにより、江戸時代の絵図などから想定される山麓部の守護居館の一部を含む範囲が平成9年史跡に指定された。

平成18年度から小浜市教育委員会は守護居館跡と想定されていた小浜小学校の移転決定を受けて、同校内の発掘調査を実施した。平成25年度まで継続的に行われた発掘調査の結果、守護居館の西側と北側を画すると考えられる石垣を伴う堀を検出した。館の規模は南北約130m、東西の長辺140m、短辺100mの台形に復元され、この規模は現在の地割から復元される近世の絵図に記された館の範囲と合致する。

館内部の発掘調査では、礎石建物、掘立柱建物、石敷状遺構、土坑などが検出され、これらは少なくとも三時期の変遷が認められ、若狭国領主の変更に伴い館の大規模な改変が行われた可能性がある。また、守護居館北側で土層に土塁痕跡が確認されている。出土遺物には土師器、国産陶磁器、外国産陶磁器、金属製品、石製品などがある。

今回は山麓の館の範囲や内容が明らかになったことを受け、その部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。(『月刊文化財』平成28年9月号(第636号)〔第一法規(株)発行〕をアラビア数字に直して転載した。)

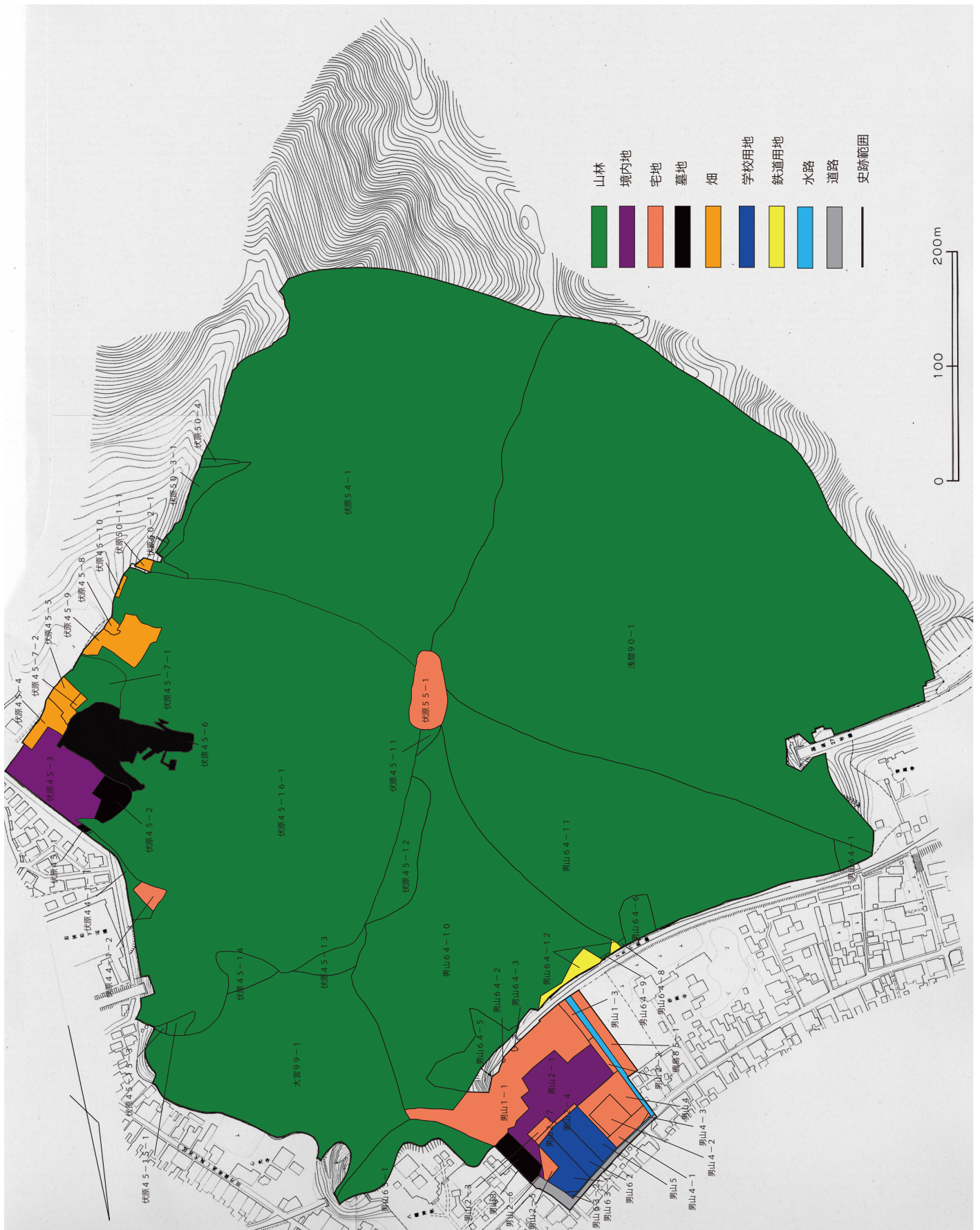
第3節 土地所有の内訳

史跡後瀬山城跡は、平成9年（1997）5月23日の史跡指定時には現空印寺、発心寺の境内ならびに墓地、山林、畑、鉄道用地をもって構成されていた。しかし、平成28年（2016）10月3日後瀬山麓の守護居館跡が追加指定されたことを受け、宅地、学校用地、水路、道路が追加された。なお、第2表・3表および第3図は、地目と地番、所有者などをまとめたものである。

第2表 所有者・地目一覧

所有者	面積（㎡）	%	地目	面積（㎡）	%
小浜市	12,722.25	3.5	山林	333,305.63	91.9
寺院	294,422.37	81.2	境内地	7,929.61	2.2
神社	1,838.0	0.5	宅地	8,897.84	2.5
社有地	49,538.27	13.7	墓地	4,672.0	1.3
個人	4,069	1.1	畑	2,651.0	0.7
計	362,589.89	100.0	鉄道用地	601.76	0.2
			学校用地	3,171	0.9
			水路	506.99	0.1
			道路	854.06	0.2
			計	362,589.89	100.0

※ 第3図については、法務局所管の登記情報や公図等を基に土地所有状況について作図したものであり、詳細な土地の境界を示したものではない。



第3図 史跡後瀬山城跡指定地内地目・地番図

第3表 土地所有者一覧

番号	大字	号	番地	枝	地目	面積(m ²)	所有者	所有者住所
1	小浜浅間		90	1	山林	114,897.0	常高寺	小浜浅間1番地
2	小浜男山		1	1	宅地	2,423.0	空印寺	小浜男山2番地
3	小浜男山		2	1	境内地	3,758.0	空印寺	小浜男山2番地
4	小浜男山		2	2	宅地	267.47	小浜市	大手町6番3号
5	小浜男山		2	3	宅地	310.14	空印寺	小浜男山2番地
6	小浜男山		2	6	境内地	6.61	空印寺	小浜男山2番地
7	小浜男山		3		墓地	449.0	空印寺	小浜男山2番地
8	小浜男山		64	1	山林	561.0	空印寺	小浜男山2番地
9	小浜男山		64	2	山林	3.3	空印寺	小浜男山2番地
10	小浜男山		64	3	山林	9.91	空印寺	小浜男山2番地
11	小浜男山		64	5	山林	2,119.97	JR西日本	大阪市北区芝田2-4-24
12	小浜男山		64	6	山林	867.54	JR西日本	大阪市北区芝田2-4-24
13	小浜男山		64	8	山林	9.91	空印寺	小浜男山2番地
14	小浜男山		64	9	山林	165.0	空印寺	小浜男山2番地
15	小浜男山		64	10	山林	25,685.0	JR西日本	大阪市北区芝田2-4-24
16	小浜男山		64	11	山林	20,264.0	JR西日本	大阪市北区芝田2-4-24
17	小浜男山		64	12	鉄道用地	601.76	JR西日本	大阪市北区芝田2-4-24
18	小浜男山		65	1	山林	4,069.0	渡辺隆	小浜男山9番地
19	小浜大宮		99	1	山林	13,931.0	心光寺	小浜大宮52番地
20	伏原	44	1	1	山林	931.0	発心寺	伏原45号2(宮ノ道)
21	伏原	44	1	2	宅地	359.5	発心寺	伏原45号2(宮ノ道)
22	伏原	45	1		墓地	49.0	小浜市	大手町6番3号(蘭頭)
23	伏原	45	2		墓地	961.0	小浜市	大手町6番3号(〃)
24	伏原	45	3		境内地	4,165.0	発心寺	伏原45号2(〃)
25	伏原	45	4		畑	528.0	発心寺	伏原45号2(〃)
26	伏原	45	5		畑	515.0	発心寺	伏原45号2(〃)
27	伏原	45	6		墓地	3,213.0	小浜市	大手町6番3号(〃)
28	伏原	45	7	1	山林	2,042.0	発心寺	伏原45号2(〃)
29	伏原	45	7	2	畑	66.0	発心寺	伏原45号2(〃)
30	伏原	45	8		畑	132.0	発心寺	伏原45号2(〃)
31	伏原	45	9		畑	1,292.0	発心寺	伏原45号2(〃)
32	伏原	45	10		畑	76.0	発心寺	伏原45号2(〃)
33	伏原	45	11		山林	198.0	発心寺	伏原45号2(〃)
34	伏原	45	12		山林	1,074.0	発心寺	伏原45号2(〃)
35	伏原	45	13		山林	403.0	発心寺	伏原45号2(〃)
36	伏原	45	14		山林	1,322.0	発心寺	伏原45号2(〃)

番号	大字	号	番地	枝	地目	面積(m ²)	所有者	所有者住所
37	伏原	45	15	1	山林	335.0	発心寺	伏原45号2(〃)
38	伏原	45	15	3	山林	14.0	発心寺	伏原45号2(〃)
39	伏原	45	16	1	山林	73,371.0	発心寺	伏原45号2(〃)
40	伏原	50	1	1	畑	42.0	発心寺	伏原45号2(小谷)
41	伏原	50	2	1	山林	17.0	発心寺	伏原45号2(〃)
42	伏原	50	3	1	山林	1,017.0	発心寺	伏原45号2(〃)
43	伏原	50	4		山林	99.0	発心寺	伏原45号2(〃)
44	伏原	54	1		山林	69,900.0	発心寺	伏原45号2(扇手)
45	伏原	55	1		宅地	1,838.0	愛宕神社	伏原55号1(秋月)
46	小浜男山		1	3	宅地	320.66	小浜市	大手町6番3号
47	小浜男山		2	2	宅地	267.47	小浜市	大手町6番3号
48	小浜男山		2	4	宅地	100.85	小浜市	大手町6番3号
49	小浜男山		2	5	宅地	191.47	小浜市	大手町6番3号
50	小浜男山		2	7	宅地	75.43	小浜市	大手町6番3号
51	小浜男山		4		宅地	865.78	小浜市	大手町6番3号
52	小浜男山		4	1	宅地	429.93	小浜市	大手町6番3号
53	小浜男山		4	2	宅地	582.94	小浜市	大手町6番3号
54	小浜男山		4	3	宅地	29.88	小浜市	大手町6番3号
55	小浜男山		5		学校用地	1,057	小浜町	大手町6番3号
56	小浜男山		62		学校用地	1,057	小浜町	大手町6番3号
57	小浜男山		63	1	学校用地	1,020	小浜町	大手町6番3号
58	小浜男山		63	2	学校用地	37.0	小浜町	大手町6番3号
59	小浜鹿島		85	1	宅地	835.32	小浜市	大手町6番3号
60	小浜男山・ 小浜鹿島		—		水路	506.99	小浜市	大手町6番3号
61	市道男山 青井線		—		道路	854.06	小浜市	大手町6番3号
合 計						362,589.89 (公簿面積)		

第4節 史跡管理団体の指定

史跡後瀬山城跡を管理すべき地方公共団体には、平成十八年三月十日付け文化庁告示第五号により、小浜市が指定された。